

## 六次産業化法のうち地域の農林水産物の利用の促進（地産地消）の概要

### 地域の農林水産物の利用の定義

- 「地域の農林水産物の利用」とは、①国内の地域で生産された農林水産物（食用）をその生産された地域内において消費すること（消費者への販売及び食品加工を含む。）及び②供給不足の場合に他の地域で生産された農林水産物を消費すること

### 基本理念

- 地域の農林水産物の利用の促進に関する以下の基本理念を規定
  - ① 生産者と消費者との結びつきの強化
  - ② 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
  - ③ 消費者の豊かな食生活の実現
  - ④ 食育との一体的な推進
  - ⑤ 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
  - ⑥ 食料自給率の向上への寄与
  - ⑦ 環境への負荷の低減への寄与
  - ⑧ 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

### 国及び地方公共団体等の責務

- 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり施策を策定し、実施する責務を有すること等を規定

### 財政上の措置等

- 政府は財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めること等を規定

### 基本方針、都道府県及び市町村の促進計画

- 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定める。
  - ① 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
  - ② 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
  - ③ 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
  - ④ その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項
- 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、促進計画を定めるよう努める。

## 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

- 国及び地方公共団体は、
    - ① 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備
    - ② 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進
    - ③ 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進
    - ④ 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保
    - ⑤ 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等
    - ⑥ 人材の育成等
    - ⑦ 国民の理解と関心の増進
    - ⑧ 調査研究の実施等
    - ⑨ 多様な主体の連携等
- に必要な施策を講ずるよう努めることを規定

○公布の日から施行

○本法の施行後5年以内に、施行状況の検討を加え、必要があるときには所用の措置を講ずる